

5 北本市の状況 主な内容（概要）

項目	規定内容（概要）
基本理念	<p>(1) 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</p> <p>(2) 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。</p> <p>(3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるように推進されなければならない。</p>
市の責務	<p>(1) 基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(2) 前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を図るものとする。</p>
市民の責務	<p>市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
事業者の責務	<p>(1) 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努めるものとする。</p> <p>(2) 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。</p>
見舞金の支給	<p>市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、次のとおり見舞金を支給する。</p> <p>(1) 遺族見舞金 30万円</p> <p>(2) 傷害見舞金 10万円</p> <p>※支給対象：施行の日以後に行われた犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は傷害を受けた犯罪被害者について適用する。</p> <p>※対象犯罪：日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（対象外：正当防衛、正当行為、過失による行為）</p>

6 施行予定日

規定	施行予定日
条例・施行規則	令和6年4月1日